

第29回産業統計部会議事録

1 日 時 平成23年8月3日（水）10:00～12:30

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 廣松毅

（委 員） 縣公一郎

（専 門 委 員） 井出多加子、菅幹雄、馬場康維

（審議協力者） 内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、東京都、日本銀行

（調査実施者） 国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課：沓澤建設統計室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：若林参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：中川統計審査官ほか

4 議 題 建設工事統計調査の変更について

5 議事録

○廣松部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「第29回産業統計部会」を開催いたします。

私は本部会の部会長を務めます廣松と申します。よろしくお願いいたします。

今回の部会では7月22日の第47回統計委員会において、総務大臣から諮問されました、「建設工事統計調査の変更について」の審議を行います。

今回審議に参画していただく委員及び専門委員につきましては、本日の配布資料の後ろの方でございますが、参考資料2として部会委員等名簿が配布されております。

本件に関しては第1回目の部会ということもありますので、委員、専門委員、そして審議協力者として参画いただく各府省の順で簡単に自己紹介、ごあいさつをお願いしたいと思います。

本日御出席いただいている方々の一覧は、配布資料の最後に、資料番号はついておりませんが、「第29回産業統計部会出席者一覧」という資料がございます。その順番で簡単に自己紹介をお願いします。

先ほど自己紹介いたしました廣松でございます。情報セキュリティ大学院大学におります。よろしくお願いいたします。では縣委員からお願いします。

- 縣委員 早稲田大学の縣です。よろしくお願いいたします。
- 廣松部会長 では、井出専門委員から順番にお願いします。
- 井出専門委員 成蹊大学の井出と申します。専門は不動産と建設業の産業構造をやっておりますので、ユーザーとして統計をいつも利用させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 菅専門委員 法政大学経済学部の菅でございます。よろしくお願いいたします。
- 馬場専門委員 統計数理研究所の馬場と申します。よろしくお願いいたします。
- 内閣府 内閣府、国民経済計算部、二村でございます。よろしくお願います。
- 総務省 総務省統計局、植松でございます。よろしくお願いいたします。
- 総務省 総務省で産業連関表を担当しております、内山と申します。よろしくお願いいたします。
- 財務省 財務省の仲と申します。よろしくお願いいたします。
- 厚生労働省 厚生労働省、小泉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 農林水産省 代理で参りました農林水産省の斎藤です。
- 経済産業省 経済産業省の上野です。よろしくお願います。
- 国土交通省 国土交通省、鶴沢でございます。よろしくお願います。
- 国土交通省 国土交通省の石口でございます。よろしくお願います。
- 環境省 環境省の矢橋と申します。よろしくお願います。
- 東京都 東京都建設局の並木と申します。よろしくお願いいたします。
- 日本銀行 日本銀行調査統計局、石田と申します。よろしくお願いいたします。
- 廣松部会長 調査実施者の方もお願いいたします。
- 沓澤室長 調査を実施しております、国土交通省建設統計室長の沓澤でございます。よろしくお願いいたします。
- 川崎課長補佐 国土交通省の川崎と申します。よろしくお願いいたします。
- 若林参事官 内閣府統計委員会担当室の若林と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 中川統計審査官 総務省政策統括官室の中川です。よろしくお願いいたします。
- 久米副統計審査官 総務省の久米と申します。よろしくお願いいたします。
- 山瀬主査 総務省の山瀬と申します。よろしくお願いいたします、
- 廣松部会長 どうもありがとうございました。

なお、本日は所用のため御欠席ではありますが、本部会では、深尾委員が部会長代理となっておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

本日の部会は 12 時までを予定しておりますが、審議の進行に応じまして、あるいは 30 分程度延長することになるかと思っております。あらかじめ御了承いただければと思います。

まず、部会審議の方法につきまして、皆様の御了解を得ておきたいと思っております。

御承知と思っておりますが、統計調査の実施の根拠法であります統計法では、統計調査の計画

の承認の基準が定められております。総務省政策統括官室がその基準に即して事前審査した結果が、本日の資料4-1にあります審査メモとして示されております。本日はこの審査メモの順番に沿って審議を行いたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは初めに、本日の配布資料及び今後の審議スケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 事務局から説明させていただきます。まず、本日の配布資料につきましては議事次第にありますとおり資料1～5、参考の1～3までをお配りしておりますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、審議スケジュールでございますが、参考3を御覧ください。スケジュールにつきましては、本日を含めて2回ないし3回を予定しております。

まず、1回目の本日でございますが、諮問の概要、変更計画案、審査メモにつきまして御説明申し上げた上で、審査メモに即した審議を行っていただきたいと考えております。

2回目の8月23日でございますが、本日の部会で委員の皆様から出された意見、質問のうち、検討を要するため回答できなかった事項等の説明、審査メモに即した審議、答申案の御提示、御審議を行っていただきたいと考えております。

3回目につきましては、予備日とさせていただいております。2回目までに答申案の最終的な審議がまとまらない場合に、追加で開催したいと考えております。

以上申し上げました2回ないし3回の部会審議を経た上で、9月22日開催予定の統計委員会に答申案をお諮りし、答申をいただきたいと考えております。

なお、先ほど廣松部会長からもお話がございましたが、今回の調査計画については、統計法で示されている3つの観点、つまり、基幹統計の作成目的に照らした必要性及び充分性の観点、統計技術的な合理性及び妥当性の観点、他の基幹統計調査との重複の範囲の合理性の観点から御審議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。今説明をいただきましたとおり、とりあえず、2回あるいは3回の部会審議を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは審議に入ります前に、統計委員会の諮問の概要について、事務局の中川統計審査官から説明をお願いします。

○中川統計審査官 中川です。変更内容については、後ほど調査実施者の方から詳しい説明がありますので、私の方からは資料1-3で建設工事統計調査の概要について簡単に説明をいたします。

この調査は、昭和31年から実施されておまして、調査の目的は、1年間の建設工事の完成工事高や毎月の受注動向を把握するというを目的にしておまして、建設行政に必要な基礎情報を得るものです。

対象は建設業法に基づく建築業許可業者、これは約50万業者あります。

調査の種類ですが、毎年1回7月に実施しております「建設工事施工統計調査」と毎月
の受注動態を把握します「建設工事受注動態統計調査」の二本立てになっております。

年次の施工調査につきましては、建設業者50万のうちの、一定の精度を確保した上で資
本金階層別（7層）・層化業種別（21層）、それに都道府県別の6,909の層化を行って
おります。50万の中から11万業者を対象として、基本的には標本調査をやっています。

なお書きにありますが、大臣許可業者は重要だということで、全数調査としています。

知事許可業者のうち、資本金または出資金が3,000万円以上の業者も全数調査として
います。

「ほ装工事業」、「しゅんせつ工事業」、「板金工事業」、「さく井工事業」は業者数
が非常に少ないということで、精度の関係で全数調査としております。

2番目の月次調査を行っております動態調査ですが、施工調査の対象である建設業者か
ら、1億円以上の工事実績のある業者から約12,000業者を抽出する甲調査と、大手の49
社を調査する乙調査の二本立てです。

甲調査の方ですが、これは完成工事高別、公共元請工事高別の4層で抽出をしており
ます。完成工事高が50億円以上については、全数を調査しています。

乙調査というのは、大手49社を対象にした調査で、調査実施者が指定をしています。

調査事項ですが、年次の施工調査は年間の完成工事高、年間受注高、兼業売上高、就業
者数、労務費、人件費、租税公課、営業損益、減価償却等です。

月次の甲調査は、月間受注高、公共機関からの受注工事、民間からの受注工事、乙調査
は、発注者別、工事種類別の月間受注高、月間施工高、月末の未消化工事高、施工場所別
月間受注高等です。

調査方法は、国土交通省から都道府県を經由して、原則郵送で実施しています。

東京都は調査員調査を行っています。また、オンライン調査も行われています。

主な集計事項は、記載のとおりです。

公表時期は、年次の施工調査が毎年3月末日、月次の動態調査（甲調査）が調査対象月
の翌々月の10日前後、動態調査（乙調査）が調査対象月の翌月末となっています。

次の資料1-4、結果がどういうところに利用されているかということですが、産業連
関表においては、建設関係の部門の生産額推計に利用されています。県民経済計算では同
じように、建設業の産出額の推計に利用されています。

建設投資見通しを国土交通省は作成してしまして、これの民間建設投資額の推計に、民
間の元請工事額を活用しております。

動態調査ですが、これは月例経済報告の基礎データということで、公共投資の分析に公
共機関からの受注工事の請負契約額を活用しています。

もう一つは、建設総合統計という加工統計ですが、動態調査の受注高を建設工事進捗率
調査という別途の調査で進捗率を把握して、出来高ベースに換算しています。また、Q E
の公的固定資本形成の推計に活用しています。

もう一つは、中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証制度、これについては不景気などによって経営が悪化している中小企業者に対する特別枠の債務保証を行う制度で、この建設業の不況業種の指定に当たって業種別受注高が利用されています。

民間における利用については、「建設経済モデルによる建設投資の見通し」「建設業ハンドブック」などに利用されています。

それから、変更のところは、後で実施者から詳しく説明いただきます。8ページの「建設統計体系概念図」を御覧になってください。

大まかな図がありますが、真ん中のところが今回の「建設工事統計調査」（基幹統計）で、年次の施工調査と月次の動態調査から成り立っているものです。周辺に記載されている調査の母集団に利用されています。この中の統計調査のうち基幹統計としては「建築着工統計」があります。全体を動態と構造に分けて整理しました。私の方からの説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。続けて、今回の建設工事統計調査の変更計画案及び前回の答申、これは平成12年でございますが、それへの対応について、国土交通省総合政策局情報政策課の沓澤建設統計室長から説明をお願いいたします。

○沓澤室長 国土交通省建設統計室長の沓澤でございます。

それでは、まず主な変更内容について、御説明をさせていただきます資料1-5、7ページ目の資料を御覧ください。

今回の変更内容ですが、大きく3点改正を考えております。1点目は先ほど申し上げました、年次の施工調査の中で抽出方法の見直しを行う。2点目は調査事項の変更を行う。それから、3点目として月次で行っております動態調査の変更につきましては、推計方法の見直しを行うというものでございます。

まず、抽出方法の見直しについてでございますが、資料5-1の4ページ目の資料を御覧いただければと思います。先ほどもお話しいたしましたように、建設工事の年次の施工調査でございますが、建設業許可業者、約50万業者ございますけれども、この中から抽出を行っております。

具体的には複数県で工事を行うことを想定しております大臣許可業種は全数。それから、知事許可業種という単独の都道府県におきまして、資本金3,000万円以上の業者、あるいは、舗装、板金、さく井、しゅんせつといった許可数の少ない業者については全数という格好で行っておりますが、それ以外の許可業種については、資本金階層（7層）、業種別で21層に分類いたしております。

分類した上で、それぞれの層につきまして、標準偏差の大きさに従いまして、AからFの4つのグループに分類しております。そのグループの区分けの方法は、4ページ目の下に表で掲げさせていただきました。それに従って、先ほど申しました資本金階層と層化業種というものを分類しましたものを、5ページ目の右上の表にまとめさせていただいております。

このようにA～Fまでまとめました上で、Fにつきましては全数抽出、A～Eにつきましては、平均標準偏差×許可業者数の割合というのを求めまして、その割合を抽出率としたしまして、抽出数を決めております。

更に、その標本につきましては、地域別の建設の完工高等の状況をきちんと反映させる必要があるという観点から、各層の標本は各都道府県により均等に抽出して、最終的に約11万業者を対象に標本を設定させていただいております。

今回の見直しの第1点でございますが、実は、この抽出のもとになっております標準偏差の数値というのを、制度設計当初の昭和53年度のデータをもとに設定いたしております。ただ、その後、当然、業者数等の変化などもございますので、今回は直近の平成20年度施工調査のデータに更新いたしたいというのが、修正点の第1点でございます。

第2点目の見直しでございますけれども、資料5-1の2ページ目をお開きいただきたいと思っております。中ほどのところでございますけれども、今申しましたように、抽出層の設定につきましては、資本金階層7層、層化業種21層、更に都道府県を均等に割り振るということで47都道府県、合わせまして約6,900の層がございます。これで抽出いたしますと、中には抽出層ごとの調査対象業者数が0ないし1という層も存在いたします。

同じ資料5-1の9ページ目に、その状況をまとめさせていただきました。この表の中に都道府県数「0」、「1」、「2以上」とありますのは、資本金あるいは業種の中でそれぞれの都道府県の中の層で、県によっては0というところに出ておりますのは、都道府県に配分されたときに0である。あるいは、都道府県の中で1であるというものがございます。

統計精度の観点から、そもそも対象業者が存在しないという場合の層は考慮する必要がないとしても、そのサンプル数が0になる事態というのは極力排除したい。特にその層の調査対象者が1だとすると、回答いただけなかった場合に、サンプル数が0となる可能性も多くございまして、その場合、過小な推計になってしまう可能性もあるのではないかとこのことを考えまして、今般の見直しで抽出層ごとの最低抽出数を1から2に引き上げるということをお願いしたいと考えています。これが2点目の見直しです。

3点目の見直しでございますが、同じく資料5-1の2ページ目の下の方でございます。先ほど申しましたように、全数抽出する業種と申しますのは、業種の中で舗装、板金、しゅんせつ、さく井と4業種を設定させていただいております。これは昭和53年度の制度創設を検討しましたときに、その許可業者数が、2ページ目の下の参考にも書かせていただきましたように、最も少ない4業種であったということをもとに、例外的に全数抽出業種といたしていたところがございます。しかしながら平成20年度の施工調査を見ますと、しゅんせつの許可を有する業者が、21の許可業種の中で8番目に多い業者数となっておりますので、しゅんせつにつきましては、全数抽出ではなく、無作為抽出業種といたしたいということでございます。これが見直しの3点目でございます。

次に、調査事項の変更につきまして、御説明させていただきます。資料1-5の7ペー

ジに戻らせていただきます。

調査事項の変更の1点目でございますが、調査事項としまして、従来、施工調査につきましては、国内建設工事の年間受注高と申しますのを、発注者別、元下別、公共民間別、あるいは、共同企業体別の公共民間別というふうに聞かせていただいております。

これにつきましては、実は月次で調査しております、動態調査におきましても、月間受注高というのを聞いておまして、その部分について重複が生じております。したがって、この月間受注高から年間の受注高を推計するというのも可能になることから、この点につきましては、調査事項を削除しまして整理したいというふうに考えているところです。これが1点目の修正でございます。

調査事項のもう1点目の変更でございますけれども、誠にたびたびで恐縮でございますが、資料5-4、1枚目のところを御覧いただければと思います。カラー印刷になっているパワーポイントでまとめた資料でございます。これは建設業の原価等の事項を新たに追加させていただきたいというものでございます。

建設産業につきましては、皆様御案内のとおり、最近、投資量が急激かつ大幅に減少しながら、過剰供給構造であるという御指摘、あるいは重層下請構造であるという御指摘も受けているところでございます。私どもの方でも国土交通省内に建設産業戦略会議という実務者、有識者の方々の集まった会議を開いているのですが、その中でも建設業の実態を踏まえた精緻な分析が必要ではないかという御指摘を受けております。

特に売上高が下がっているにもかかわらず、売上高総利益率というものが余り下がっていないのではないか。あるいは販管費というものがむしろ増大しているのではないか。そういったものについて、例えば完工規模別や業種別のきちんとした分析が必要なのではないか。あるいは元請、下請、大企業、中小企業において、それぞれにどんな原価構成になっているのか。材料費や外注費、経費等、そういったものが把握できていない。したがって、過剰供給構造や重層下請構造についての的確な分析はできないのではないかという御指摘も、いただいているところでございます。

このため、建設工事の施工統計調査、従来ですと労務費、人件費、租税公課、営業損益、減価償却といった付加価値額に着目した質問をさせていただいておりますけれども、これに加えて経費、材料費、労務費、労務外注費、外注費といった原価の部分、あるいは販売及び一般管理費といったものを、新たに調査項目として設けさせていただきたいというふうに考えているところでございます。これが大きな見直しの2点目でございます。

3つ目に月次の動態調査での変更について御説明をいたします。これにつきましては、推計方法の見直しということでございまして、恐縮でございますが、資料5-6というパワーポイントの資料を御覧いただければと思います。

従来、月次で行っております建設工事受注動態統計でございますけれども、抽出率の逆数を乗ずるという格好で、全体の完成工事高などの推計を行ってきたところでございます。ただ、この推計によりますと、動態調査の受注高が、施工調査、年次で行っております完

成工事高と比べて相当小さい推計値となっておりまして、19年の実績で約6割の数値となっているところでございます。これにつきまして、動態調査に12か月間、未回答業者の方について、年次の施工調査でどのような回答されているかというのを調べましたところ、約半数については、年次の調査には御回答いただいております、その中で施工実績のない業者というのは、ごくわずかでございます。

未回答業者の実績はこの回答と同様の分布であるというふうに仮定しまして、年間の受注高を推計しますと、元請受注高の推定値というのは、施工調査の元請完成工事高とほぼ同水準の数値ということがわかりました。回答をいただけなかった部分、未回答の部分、回収率の部分も、ウェイト付けによる推計方法を行うことによって、より正確な推計が可能ではないかというふうに考えました。

動態調査の抽出層によって、回収率というのはかなり変わってまいりますことから、現行ですと、完工高、公共元請完工高それぞれにつきまして、抽出層を設けていますけれども、その抽出層ごとに回収率を加味して、ウェイト付けした格好で推計をいたしましたところ、ほぼ施工統計調査と同水準の数値というものを出すことができました。

資料5-6の5ページ目を御覧いただければと思います。5ページ目の真ん中の方に施工調査の数値というのを挙げさせていただいております。それに対して現行の推計方式というのが5ページ目の下のBと書かれているところですが、現行ですと受注高で約6割、元請、公共元請、あるいは民間元請ですと約7割という数値が出ております。

先ほど申しましたとおり、抽出層ごとの回収率を加味いたしまして、ウェイト付けしまして全数を推計しましたところ、5ページ目の下の右のCのように、受注高で約9割近く、あるいは元請、公共元請、民間元請におきましては97%程度の、施工調査とほぼ遜色のない数値が出ておりますので、推計方法としてはこちらの方がよりの確であるというふうに考えまして、このような推計をいたしているところでございます。以上が3つ目の変更内容ということでございます。

もう一点でございますけれども、統計審議会第262号の答申における、要検討事項についてどのように対応してきたかということについて、御説明をさせていただきます。資料3を御覧いただければと思います。

1ページ目でございますけれども、まず標本設計につきまして平成12年度、これは受注統計調査を見直した際でございますけれども、調査実施後、速やかに実績に基づき達成精度を分析して明らかにするとともに、結果を踏まえ、標本設計について再評価を行うことが望ましい、ということ踏まえまして、達成精度につきましては、平成12年度の調査結果報告書において公表いたしているところでございます。

12年度から14年度までの3か年における達成精度でございますけれども、1ページ目の下にありますような表でございます、受注高で1.2~1.5。元請で1.0~1.4。下請受注で2.6~3.8と、一定程度の精度を確保していると考えております。また、21年度の達成精度につきましても、引き続き、同様の精度を有していると考えております。

このたび施工調査について、抽出方法の見直しを行い、達成精度の向上が見込まれておりますけれども、当然それが2層目の動態調査においても、精度向上が期待されることから、そういった状況も踏まえて、抽出方法の検討を行うことを考えています。

2点目でございますが、2ページ目をお開きいただければと思います。民間から受注した建築工事につきまして、現段階では工事1件当たりの基準金額は5億円以上と高い水準で設定されている。維持・補修工事の把握が十分に行い得るとは認められないので、報告者負担にも配慮しつつ、よりの確に把握するための措置を講ずることについて検討する必要がある、という御指摘をいただいております。

これにつきましては、確かに御指摘のとおり、大規模な住宅、例えばマンションとかそういうものについての受注動向も非常に重要でございます、そういったものについては、分析がある程度可能な状況になっております。一方で、御指摘のとおり、維持・補修工事というものについても、精度よく把握することは、基準を下げれば可能になると考えられますが、3ページ目の上の方に表を掲げさせていただいておりますけれども、民間の1億円以上の建築工事と申しますのが、5億円以上の約5倍になっているということを踏まえ、報告者となる建設業者の置かれた厳しい環境下に基づきまして報告者負担というものは大幅に増加するので、なかなか基準の引下げは困難な状況でございます。

反面、御指摘いただきました維持・補修工事の受注動向につきましては、建築物リフォーム・リニューアル調査におきまして半期に一度であります、一定程度の把握は可能になっているという状況です。

3つ目の御指摘内容としまして、調査方法について、電子的手段を用いた調査の導入について検討するなど、報告者負担の一層の軽減等に向けた検討が必要であるという御指摘をいただいております。

これにつきましては、平成17年度よりオンライン報告を導入しているところでございまして、3ページ目の下の方の表に掲げさせていただいておりますように、利用について着実に進めているところでございまして、更なる向上を目指しまして、都道府県の担当者を集めた会議などで周知を行い、マニュアルの改善なども図っているところでございます。

ただ現状では、電子申請システムが非常に高いセキュリティレベルが要求されていまして、建設業者の方が通常お使いになる電子入札システムと比べますと、例えばJavaのレベルなどが違って、その都度コンピューターの設定を変更しなければならないなど、ユーザビリティについては、なお改善を図る必要があるかと考えておりまして、引き続き、そういったユーザビリティの向上に係る取組みとして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。続きまして、政策統括官室の方で、今の計画案に関して事前の審査を行っていただいております。その資料が4-1でございますが、それに基づきまして、中川統計審査官から説明をお願いいたします。

○中川統計審査官 資料4を御覧になっていただければと思います。資料4-1に具体的

な審査結果等が記載してありまして、資料4-2として資料をつけました。この資料というのは、他の資料とあえてダブっているものもあります。説明の際に複数の資料を御覧いただくのではなく、一括で御覧いただけるよう作成しております。そのため重複している資料がありますが、御了承ください。

結論から言いまして、今回の変更については、先ほど調査実施者から説明がありましたけれども、変更内容そのものについては、おおむね適当であるという判断をしています。ただ論点として、過去に十分審議されていないものや明確でないものもありますので、その辺も含めて論点として挙げました。それは確認の意味も含めて、論点として挙げていますので、すべて問題であろうという意味の論点ではないということを、御了承ください。

幾つか説明をしておきますと、まず資料4-1の2ページの論点②を御覧になっていただければと思います。

これについては建設業法に基づく建設業の許可については、業種ごとに行われているため、許可を受けている業者の業種別許可数、その延べが140万、資料4-2の5ページ参考5を御覧ください。業者数としては50万ほどありまして、左にあります業種ごとに建設業法に基づいて許可を取られていますので、延べでいいますと、140万ぐらいあると。業者数が50万ですから、1業者平均したら3業種で、1つの業種だけを持っているところもあるし、そうじゃないところもあるというのが、この表です。

その次の資料4-2の6ページ参考6を御覧ください。抽出するときは、約50万から約11万を抽出するわけですが、そのときに、業者がどこの業種に属するかというのを確定するわけです。実際の許可の書類からは、完成工事高等の実績は把握できていない。ですから、この業者はこの業種を持っている。そこの一番主要な業種はここだろうという、組み合わせの理論の中でこういう業種を確定し、そこから抽出作業をしているということになります。従来からこういうやり方をしているということなので、具体的にどうやっているかという説明をしなければならぬのではないかとということで、論点として挙げています。

もとに戻っていただいて、資料4-2の1ページ参考1ですが、「結果表章時等における業種について」ということで、これも従来からこういうやり方をしているので、理由があるだろうという前提で、確認の意味を持って、抽出時の層化業種というのが一番左側に書いてあります。これは21の業種で抽出をしています。建設業法にいう許可業種というのは28業種です。調査するときは、32で調査をしていまして、結果表章も32でやっています。ですから、このあたりが業種の抽出時と異なっている部分があるということ。それから一番右から2番目の「施工調査の都道府県別表章時の集計区分」とありますが、都道府県別表章はやっているわけですが、施工調査、約11万を抽出した業者については、業種ごとには集計されていません。大きなくりの、「総合工事業」「職別工事業」「設備工事業」で表章し、「総合工事業」は細かくやっているものもありますが、基本的に全部各業種で細かくやられているかということ、そうではないということです。

もう一つ細かいところですが、一番左側の15番目「その他職別工事業」のうちの21番

「内装仕上工事業」があります。「内装仕上工事業」というのは、建設業法上の許可業種名です。表章のところでは「内装工事業」というふうに表章されています。細かい話ですが、要するに建設業法の業種と違った形の名称が使われているということは、論点として挙げましたので、見ていただきたいということ。

続いて、資料４－１の２ページ⑤のところ、資料４－２の６ページを御覧になっていただければと思います。施工調査については資本金と業種でこういうふうにくくりまして、これを更に都道府県別に配分していきます。「個人」のところ、例えば「しゅんせつ工事業」94とか、「0～200万円未満」が75とあります。これを都道府県別に配分するわけですから、該当する業者がないところもありますから、具体的にどういう配分方法をとっているかというところは、非常に細かい話ですが、その辺をきちんとしないと、精度に影響するのではないかと。39、44、27というのもありますから、そのあたりどういう配分方法をとっているかというのが、論点としてあるのではないかとということです。

それは動態調査の抽出においても、同じことが言えるのではないかと。

次に、資料４－２の14ページ参考11を御覧になっていただければと思います。財務諸表関係の資料が年に1度、許可業者から提出されております。このデータから施工調査の調査事項がとれますが、これらは紙で提出されていると。閲覧できる状態にはなっていません。ただ、統計法で行政記録の活用ということが触れられたので、今後どういう形でこれを利用していけばいいのかというのは、当然、調査環境が厳しく活用しないといけない状況にあります。なかなか費用と手間の問題もありますから、これをどういうふうにしていくか。仮にこれが使えるようになれば、この調査の存在意義といえますか、どういう形のものにしていくのかという問題もあるのではないかと。その辺は今後の話だと思えますが、そのあたりを論点として、あえて説明させていただきました。以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。一通り、今回の変更の内容、それに対する事前の審査の結果について、それぞれ調査実施者及び中川統計審査官の方から説明をいただきました。この時点で何か御質問ございますか。

資料が多岐にわたっておりますので、少し御理解いただくのに時間がかかるかと思いますが。もし御質問等ございましたら、審議の中で改めて御発言いただくことにいたしまして、今、中川統計審査官の方から説明をいただきました、資料４の審査メモに記載された論点に沿って、審議を進めたいと思います。

事務局から説明があったとおり、論点が多数ありますので、限られた時間で効率的に御議論をいただくために、審査メモに記載の論点について、変更事項ごとにまとめて御議論をいただきたいと思えます。

最初に資料４－１の「建設工事施工統計調査の変更(1)抽出方法の見直し」の部分でござります。このうち、アに関しましては、ネイマン配分を行うときの抽出率の設定を、今まで昭和53年のデータを使っていたのを、直近の平成20年度の施工調査のデータに改めるということで、これに関しては適当であるというふうにもうされていますので、この次

のイ及びウに記載されている論点に関して、まず調査実施者から御回答をお願いしたいと思います。

○沓澤室長 それでは、審査メモ（１）イ、ウに提示されました論点について、それぞれ御説明させていただきます。

まず、イ①、それから後の方でウ④についても、ほぼそれぞれ類似した論点を提示していただいておりますので、併せてまず御説明をさせていただきます。

これにつきましては、抽出率を計算する際に、層別に標準偏差ごとにグループをA～Fまでに分けております。まず、この趣旨でございますけれども、資料5－1の4ページ、5ページをお開きいただきたいと思っております。5ページ目下段の方でございますけれども、こうしたグループ分けをするという趣旨でございます。毎年こういった層ごとに標準偏差は、当然変わってまいります。そういったふれをある程度吸収し、一定程度の幅を持たせるということは調査の継続性、調査の安定性を図るために、統計数理研究所の土屋先生からも、免震構造という格好である程度の母集団の変化にも対応できるような構造にする必要があるという御指摘をいただいております。そういうグループ分けということ、それぞれの標準偏差の数値の枠ごとに設定させていただいております。

この結果、4ページ目の下段の下にもありますとおり、A～Eまでの標準偏差の枠に応じて、抽出率というものをそれぞれ決めさせていただいております。Fは標準偏差5億円以上のものについて、悉皆層にするという判断をさせていただいているものでございます。これについて論点メモの中で、5億円という水準が妥当かどうかという御指摘をいただきました。

これにつきまして私どもとしては、調査の継続性あるいは調査の精度をいかに確保するかという観点からの検討が必要になるかと考えております。例えば5億円をもうちょっと引き上げて、5億円以上のものを抽出層の方に引き入れてしまった場合、例えば資本金2,000万円から3,000万円以上の対象の幾つかの業種につきましては、Fから抽出層であるEグループに変わるということになります。こういった層は完成工事高も多く、調査対象業者も多くかつ回収率も高い業種でございますので、統計精度に大幅に影響してしまうということが懸念されております。こういった観点から、私どもとしては、これまでどおりの標準偏差の枠の中で、調査を実施させていただきたいと考えております。

次に審査メモの論点イ②舗装、板金、さく井を行っている業者について全数調査の妥当性について御説明させていただきます。資料5－1の2ページ目をお開きいただきたいと思っております。

先ほど申しましたように、当初これに加えてしゅんせつも含めて4業種について全数としておりまして、しゅんせつについては、許可業者数が大幅にふえたということで無作為抽出を考えていますけれども、残りの3業種、舗装、板金、さく井につきましては、現在も業者数が最も少ない3業種として位置付けられておりますことから、引き続き全数抽出で行かせていただきたいというふうに考えているところです。

次に、論点ウ①資料4-1の2ページ目に掲げられました論点について、御説明をさせていただきます。これにつきましては、抽出を行う際に、資本金階層別7層、層化業種別21層、都道府県別47層、約6,900となっておりますが、表章される区分との整合性はとれているかどうかという御指摘でございます。資料5-1の6ページ目、7ページ目をお開きいただきたいと思います。

私どもとしましては、抽出層の設定は基本的には表章、実際に最終的にどのように集計して世の中に公表するかということ为原则として考えております。その表章の際には、例えば先ほど申しました、建設業の重層下請構造や大企業、中小企業の別という観点から例えば資本金階層、あるいはどんな業種がどんな工事を請け負っているかということをとられる意味での業種ごと、それから、都道府県、地域の建設業の実態というものを的確に把握するという観点から、3つの観点からきちんとそれを表章に反映させる必要があるということで、層化と表章の内容というのは、できる限り対応させているというふうに考えております。

ただ、先ほども御指摘いただいたように、若干例外的なものもございますので、その点について御説明させていただきますと、6ページ目のアにも掲げましたように、例えば、表章時におきましては、資本金階層を3,000万円で区分いたしております。これは悉皆層と抽出層というのは3,000万円で、先ほど申しましたように建設業許可業者の集計区分とは違っておりますので、それについては表章を当然分けております。

また、3,000万円以上につきましても、先ほど資料4の2の中で説明いただきましたように細かく区分しておりますけれども、これについては悉皆層であり、また、調査時のニーズというものを考えて、区分を表章時においてはさせていただいているところでございます。また動態調査の表章時に資本金階層を300万円で区分しておりますけれども、これについては調査創設時から200万円未満の許可業種というのは、当時は減少していたということもございまして、300万円未満というところで区分をしていたというふうに考えております。

また、抽出時におきましては、資本金2,000万円のところでも区分いたしておりますが、これにつきましては資本金1,000万~2,000万円の層と2,000万円~3,000万円の標準偏差は大きく異なることから、精度への影響を踏まえて区分をいたしているところでございます。

また、資本金200万円未満でも区分をいたしておりますけれども。これについては法人として小さい資本金階層であることから、必要であると考えております。この部分につきましては、近年非常に経営が厳しくなり、企業の規模を縮小して業務を継続される方も多ございまして、最近この階層の建設許可業者数が急激に増加しているという観点から、この階層についても、引き続き注視する必要があるというふうに考えております。

また、先ほど御指摘いただきましたように、クロスで集計をする場合に、ある程度業種をまとめて表章するというものが、先ほど資料4-2の参考1の中でもございました。そ

ういったものは例えばクロスをして集計する際には、利用者の方のわかりやすさという観点からまとめさせていただいたりもしております。ただ、資本金階層、業種、都道府県、それぞれについては、極力表章内容と抽出層を併せて分析させていただいているというところがございます。

次に論点ウ②について御指摘いただいたところについて、御説明させていただきます。先ほども御指摘いただきましたように、建設業の許可というものは業種ごとに行われております。当然のことながら、28の業種について、複数許可の業種というものを取得されるという方がございます。この場合に資料5-1の6ページを御覧いただきたいと思うのですが、私どもに与えられておりますのは、そういった統計の対象者の方がどんな許可の業種を取られているかという、許可業者の方の数というものは把握いたしているわけですが、主としてどんな業について工事を行っているかということについては、事前に了知するということができない状況でございます。

こうした場合に、統計上のスタンダードなやり方としましては、事後層化という考え方に沿いまして、建設業界における許可業種の固有の実態を踏まえまして、層化せざるを得ないというやり方をとらせていただいております。資料5-1別添8という資料を御覧いただければと思います。14ページ目でございます。

層化の業種については、当然複数の業種を建設業者の方は取得なさいます。基本的にはそれぞれ関連性の深い業種を複数選ぶということが多くございます。そうしますと完全に28業種を28業種で層化するというのは非常に困難なことから、関連性の深いものについてある程度まとめまして21業種で、15ページに挙げましたようなフローチャートを使いまして、こういった業種を普通選択することが多いのではないかというものをもとに、いわば名寄せのような格好で、21業種に層化をまとめているという格好で対応させていただいております。

これでそれぞれ層化の業種と、最終的な表章の業種とどのように整合しているかというのをまとめさせていただきましたのが、17ページ目に掲げさせていただいております。基本的にどのように整合しているかというのは、業者をもとに判定すべきかと考えまして、地の文章では業者ベース、括弧書きは完成工事高で掲げさせていただいておりますが、最もよく整合しているものは9割以上整合しておりますし、低いものでもおおむね業者数ベースで5割程度の整合というものが、表章の段階でも図られているというふうに評価させていただいているところでございます。

私どもとしましては、調査の当初の段階で、そういった最終的に主にどういう職種の工事をやっているというものが把握できない以上は、事後層化のやり方でやらざるを得ないというふうに考えております。

また表章業種が最終的に32業種でまとめさせていただいていることにつきましては、資料5-1の7ページ目中段のところに書かせていただいておりますが、表章業種につきましては建設業法上の許可業種というものを基本にしながらも、日本標準産業分類を参考に

し、それぞれ主要な産業についての表章というのを行わせていただいております。

この場合、産業分類の細分類を基本にしながら必要に応じて集約を行い、小分類を採用することが適当と思われるものについては、小分類で表章するという対応させていただいております。基本的には21の層化業種すべてにおいて、対応する表章業種に的確に対応しているというふうに考えているところでございます。

次に、論点ウ③について、御説明させていただきます。

許可業種については28業種、表章業種については32、一部業種をまとめて21業種とした上で抽出方法を行う方法は妥当か。精度を勘案した場合、28業種で抽出作業を行う方がより精度が担保されるのではないかと御指摘いただきました。

確かに許可業種としては28業種でございますけれども、先ほども申しましたように、28の業種と申しましても、それぞれに関連する業種というものが多ございます。同じ資料5-1の16ページを御覧いただきたいと思っておりますけれども、どうしても関連性の深いものにつきましても、それを無理に分けようとしても、毎年その業者自身も当然力点を入れる工事の業種というものも変わってまいります。そういった場合の調査の安定性、母集団の揺れというものを的確に反映させる必要があるという観点から、16ページにも挙げましたように、許可業種と層化業種というのを的確に対応させた上で、名寄せをさせていただいているところでございます。

ウの④の論点については、先ほどまとめて御説明させていただきました。

ウの⑤の論点、先ほど御指摘いただきましたように、1つの層の標本数が少ないときに、都道府県別の配分というのはどのようにしているのかという御指摘いただきました。これについては、資料5-1の12ページ目をお開きいただきたいと思っております。確かに資本金層化業種別に147設定された抽出率に基づいて標本数を当てた後、私どもは都道府県別に均等に抽出を行うということをしております。

この場合、ある層で抽出された抽出率を中心に、その標本数が満たない場合にも他層から抽出することは行わないと考えています。今回は最低抽出の2に変更した場合の取扱いですが、例えば、算出された抽出により求めたある数の標本数が47であった場合、先ほども申しましたように最低抽出数は2以上ということですので、各都道府県に2業者が存在する以上は、それぞれの都道府県から2業者を抽出させていただくということになります。

また、とある都道府県で存在する業者が1業者しかいなかったという場合には、その都道府県から1業者を抽出する。2業者以上存在する都道府県があったとしても、そこは、2業者というふうに対応させていただくことを考えています。

また、ある都道府県に業者が存在しないという場合には、その層から抽出せず、2以上存在する層から2業者、1業者存在する層からは1業者を抽出するということを考えています。

また、算出された抽出により求めた層の標本数が47以下になった場合につきましては、

先ほど申し上げた考え方とほぼ同様に対応したいと考えております。

仮にもっと抽出率によって割り当てられた層の標本数が多くて、例えば470程度になった場合につきましては、各都道府県に10以上業者が存在する限りは、都道府県別の階層から、それぞれ10業者を抽出するということを考えております。

また、ある都道府県に存在する業者が10業者以下ということになりましたら、その存在する業者をすべて抽出し、10以上存在する層については、10業者を抽出するというやり方を考えているところでございます。

先ほども申しましたように、このように都道府県に均等に標本を割り当てるというやり方につきましては、私どもとしては表章の中で各都道府県の実績というものを表章において反映させていただく。これは何のためかと申しますと、特に地域ごとの建設業の実態というのを正しく反映させる必要がある。ことに地方においては、どうしても公共工事業の割合というのが多くございます。逆に、大都市部においては、民間工事の割合が多くなるというように、工事種別ごとにいろんな地域ごとの実態というものがございまして、こういったものを正しく、なるだけ統計の内容に反映させる必要があるということ考えまして、現在のような取扱いをさせていただいているところでございます。以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局及び調査実施者からの説明を踏まえて、委員の皆様方に御意見を伺いたいと思います。

○中川統計審査官 補足しておきますと、資料5-1を御覧になっていただければと思います。5ページです。全数調査にするか否かの基準を標準偏差が5億円以上としているわけですが、それを6億円に変更した場合はということが書いてありますが、これは1つの理由であるとは思いますが、実際に利活用の面からはどうなのかというのが、ひとつあると思います。利活用の面から5億という基準に合理性があるのかどうかという観点があると思います。

資料5-1の17ページを御覧になっていただければと思います。先ほど調査実施者の方から説明がありましたが、抽出のときには、完成工事高等の実績がないので、業種の組み合わせのみで名寄せを行っているということで、比較的合っている業種も確かにあります。

よく見ますと、18番の電気工事業、19番の一般土木建設工事業、25番の建設工事業、これは完成工事高が非常に大きいものです。こういう面で見ますと、19%、29%、23%とかなり低くなっています。さく井工事業で言いますと、全体の工事高から見ると、0.1%です。確かに組み合わせですから当たっているものもありますけれども、不安定なデータです。何らかの工夫をしないとイケないのではないかと思います。

それから資本金の関係で、資料4-2の2ページを御覧になっていただければと思います。結果表章時における資本金階級がどうなっているかというのを、私どもは整理をしました。200万円という基準については説明されたようですが、200万円、300万円等いろいろあります。このあたりはどう整理するのかという問題があるのではないかと思います。

次の3ページを御覧になっていただきたいのですが、層が結局6,909に分かれます。この分布状況を拾ってみました。各層で業者のないところも1割ぐらあります。1から順番にいて各層で10未満のところ、大体全体で4割を占めている。分布としてはこういう状況です。以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、先ほど申しましたように、資料4の審査メモの順番に沿って審議を進めていきたいと思ます。

まず、資料4-1の1ページ「ア 抽出率の設定に際用いる標準偏差を算出する完成工事高のデータを直近の平成20年度施工調査のデータに改める」というこの点は、よろしいでしょうか。

(うなずきあり)

○廣松部会長 これについては、審査結果も適当であるとなっておりますので、お認めいただいたことにします。

次に、「イ『しゅんせつ工事業』を行っている業者について、全数調査から無作為抽出に変更する」点もよろしいでしょうか。しゅんせつ工事を行っている業者がかなりふえたということもあり、今までは、全数調査をしていたのを標本調査に変えるというのですが、よろしいでしょうか。

○菅専門委員 論点②までで、1点教えていただきたいのですが、全数調査になるのが、「ほ装工事業」「板金工事業」「さく井工事業」という3業種で「ほ装工事業」は、資料5-1の参考資料の2を見ますと199、「板金工事業」が1123、「さく井工事業」が271と妥当だと思われるのですが、教えていただきたいのは、電気通信業というのが332で、機械器具設置業というのが440で、板金工事業の1,123より少ない。しゅんせつ工事業が当初545だったのが今、2,893になったのでこれを標本抽出に変更するというのでしょうか。

○沓澤室長 それは2,893というのは個人じゃないでしょうか。一番右を御覧いただきたいと思ます。今しゅんせつが24,817でございます。この中で一番数が少ないのは、舗装で1,432。少ないのではさく井が2,394、板金が3,331。これが、最も少ない業種と、現段階でもなっています。

○菅専門委員 わかりました。ちょっと誤解して見ておりました。

○廣松部会長 それでは、しゅんせつ工事業に関しては、全数調査から標本調査の方に移すという点についても適当とします。

その次、先ほどの「論点①全数調査をするか否かの基準を完成工事高の標準偏差『5億円以上』としている」という点に関しては、いかがでしょうか。調査実施者の方からは資料5-1の4~5ページのところで、その説明をしていただいています、中川統計審査官の方から5億円ではなくて、利用の面から考えて6億というような基準があり得るのではないかという指摘もございましたが、この点はいかがでしょう。

○井出専門委員 まず、確認させていただきたいのですが、利用の面から6億というのは、どういう根拠に基づいて6億というふうにおっしゃったのか。ちょっとそこを確認させていただきたいのですが。

○中川統計審査官 5億円という基準が設定されていますが、本当に5億円という基準が妥当なものかどうかということです。ですから、6億円にした場合はこうなりますというのはわかりますけれども、結果データの利活用の面からの説明はできないのだろうかということです。

6億に伸ばしたらこうなる、7億に伸ばしたらこうなるというのは計算上出るとは思いますけれども、あくまでもデータは利用されているということですから、利用の面からそういう説明はできるでしょうかということです。

○井出専門委員 利用している側から申しますと、多分このぐらいの3億、5億、6億といったところは、ゼネコンというよりも、その地域で実際に元請けになっていらっしゃるような企業、建設業が中心になると思われま。地域データで見えますと、やはり地域の中核を担っていて、利益率がどのぐらいで赤字から黒字に変わっていくかというところを見ますと、大体3億～5億ぐらいが1つの山場になっています。それより完成工事高が低い方ですと、赤字の企業がふえてきて、逆に3億～5億ぐらいをメルクマールにしてそれ以降ふえていきますと、利益率がプラスに転じていくということは、別の調査報告を見ますと出ていますので、5億、6億というのは余り、逆に6億にしてしまうと、やや大き目の方が一番中核で知りたい、地域の建設業を支えるようなところからちょっと別の方が入ってきてしまうということもあるので、今までとの整合性ということもありますし、そういう別のユーザーからの観点から言いますと、別に5億でも問題はないのではないかと私は思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

○馬場専門委員 今のお話、少しませ返すことになるかもしれませんが、逆に下げた方がむしろ地域経済という方から見るといいということになるわけですか。サンプリングだと危ないというか。

○井出専門委員 ユーザーからすれば、細かければ細かいほどそれはありがたいので、実際、2～3億ぐらいから細かく5億ぐらいを見たいというのが正直な話ですが、ただそれは本当に国民の税金を使っている調査なので、しかもそういった、2、3億～5億の方というのは仕事も忙しくて、これだけの煩雑な調査にどの程度きちんと回答していただけるかということもありますので、やはりバランスの問題だと思います。ちょっと厳しいというふうに私は思います。

○馬場専門委員 確認だけさせていただきたかったものですから。

○廣松部会長 この点、確かに細かくすればするほど、情報としては価値が上がるかと思いますが、今、井出専門委員の方から御指摘があったとおり、報告者負担という点を考えると、余り現実的ではないのではないということだと思えます。この点よろしいでしょうか。

それでは、全数調査とする基準を5億円というところに関しては、今、申し上げた点、それから継続性という意味から、今までどおり、資料4の2ページにありますような区分で考えるということによろしいでしょうか。

特に強い反対がなければ、そういうふうにしたいと思います。

続きまして、資料4の2ページ目の論点「①抽出の際に設ける層」は、6,909と大変多くの層に分けられているのですが、その抽出作業と表章されている区分との整合性という点に関するものでございます。具体的には、資料4の参考1のところに、抽出時の層化、許可のときの業種、それから表章されている業種という形で一覧表をつくっていただいております。これに関しまして御議論いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○菅専門委員 御質問させていただきたいのは、資料5-1別添8でございます。14ページ、15ページに関して業種の決定という話がございます。一つ教えていただきたいのですが、毎年業種を決定しているのか。これを拝見しますと、名簿から業種の決定を毎年やると。そうすると去年はある業種だったけれども、業種を移動することがあるのか。これが第1点です。

第2点として15ページのフローチャートを見ますと、「+α」というのが出てきます。最初に単独業種を決定し、その次組み合わせで業種を決定し、その後「+α」という言葉が出てきますが、これは何か売上げか何かを見ながら決めているのか。「+α」というのは恐らく複数の活動をやっているけれども、それが、非常に小さい割合であるという意味なのかとか、ちょっと意味がよくわからないところがありまして、教えていただけたらと思います。

○沓澤室長 2つ御質問がありました。

1つは業種の見直しというのは、毎年毎年の許可名簿をもとにやっております。

それから「+α」というのは、それぞれの業種のほかにも許可業種を持っていると。つまり、例えば「建」とか「舗」とかそういう業種を持っているかというのを見るための数値でございますので、α自体に深い意味はございません。

○菅専門委員 そのときのαは、例えば売上げを見ているのか。

○沓澤室長 その段階では、売上げはわからないものですから、そういうものは見ておりません。要するに、舗装なら舗装という業種を持っているかどうか。「+α」というのはそれ以外の許可業種という意味でございますので、αという文字に特に意味はございません。

○菅専門委員 それ以外の、例えば複数をやったときにどちらが主か。産業分類の場合、どちらが主であるかという判定をよくするけれども、そのときはどういう。

○沓澤室長 そういうものがあれば、その段階で振分けができますけれど、この段階ではそういう情報を私どもは持っていないものですから、完工高とかそういう情報で振分けは行っておりません。

ここにYes、Noとありますとおり、例えばそこで舗装の業種を持っていれば、舗装とい

う段落に分け、Nというのはそれがない。舗装がないというのであれば、下の方のフローチャートに移っていくという意味でございます。

○川崎課長補佐 菅専門委員が確認されているのが、層化業種ではなくて表章ということでしょうか。

○菅専門委員 これと同じようなフローチャートを、要するに一たん業種が決定しますね。それで調査を行うと。その結果として、各工事別の売上高がわかるわけですね。そうすると、事後的にもう一回できるはずですね。それはやっつけていらっしゃるわけですか。

○川崎課長補佐 はい。調査のときにあなたはどのような仕事をしていますかというのを、実際調査票で聞いております。それで1番、2番を聞いております。それで実際に表章する32業種は、完工高の多いもので決めています。

○菅専門委員 層化の業種と事後的に調査されて表章される業種は、異なる場合がありますか。

○川崎課長補佐 そうということです。

○菅専門委員 わかりました。

○廣松部会長 この点、いかがでしょうか。別の考え方としては、例えば前年度の実績で層別して調査した結果について、前年度との変化があった場合には、それを反映させるという考え方もあり得ると思いますけれども。

○馬場専門委員 今、廣松部会長が言われたのは、IDがついている場合は可能なのでしょうかけれども、サンプリングではそれは難しいですね。全数のものは大丈夫だと思いますけれども。

○廣松部会長 それは確かにそうですね。現状では困難ですね。

○馬場専門委員 お伺いしたかったのは、表章の方の層というのは、そういう意味では変わり得るのですか。つまり調査実施者の方でつくった層というふうに考えてよろしいですか。許可業種というのは許可ですから、ある程度の法的な根拠がある業種ですね。ですから表章の方は、全く違う表章の仕方もあり得るということになるわけですね。

○川崎課長補佐 それが先ほどの適合割合ということで、資料5-1の17ページです。この割合が結局そういうことですがけれども、ぴったりははまりません。ただ、大半かなりはまります。例えばはまり具合が悪い下の方でも、先ほど御説明したように、関連する業種というのがどうしてもございます。土木系であれば、舗装とかしゅんせつとかが関連しております。そういうところはどうしても皆さん同じような許可業種を持っていますので、なかなか許可業種だけの組み合わせで、ぴったり実際の仕事を当てるとというのは、かなり困難なのかなと、そういうことは考えています。

○馬場専門委員 今の段階で間に合う話ではないと思いますけれども、例えば、クラスター分析的なことを少しやってみるとか、業種の関連性というのを一度見ておく必要があるかと思えます。それが普遍性の強いものなのか、それとも本当に毎年変わるものなのかということが、かなり重要なのではないかと思います。上の方の90何%とか一致しますとい

うところは、恐らく余り変わらない部分だろうと思いますが、下の方は時代に応じて変わるとお思いますので、それを表章の方にそのまま持っていくと、またそれはそれで違った誤差が入ってくるのではないかという心配があります。その辺は検討されましたでしょうか。

○沓澤室長 確かに御指摘のとおり、建設業の施工の実態というのは、かなり毎年流動性が非常に強いものでございます。先ほども申し上げましたとおり、許可業種を複数持っているものですから、ある年は、こちらの一種類のものをやり、次の年はまた全然違うところで受注してしまうということで、容易に、先ほど事後的にと申しますか、調査の段階では、確かに第1位、第2位の工事名を書いているはもらっていますけれども、当然1位、2位が毎年時系列的に変わるということは十分あり得るわけではございまして、そういう点で私どもは層化をするときに非常に悩ましいと申しますか、苦しめられるというところがあると思います。

勿論、分析を私どもはやっていかなければならないわけですが、それをもとに統計にどう生かしていくかという、現段階では、今の方法によるしか、今のところないのかなというふうに考えています。

○馬場専門委員 急に変えるというのは難しいと思います。この次の調査というのは、難しいと思いますけれども、将来にわたって少し検討されるべきではないかと思えます。特に、表章することによって、何を表現したいかということが重要です。総額とかその辺だけでいいお話なのか、あるいは工事の実態というのでしょうか、構造がどう変わったのかを見たいということがあるとしたら、そういう場合は、今のやり方でいいのか、あるいはこれでいいということであれば、その根拠が必要ということになると思います。先の話であるとは思いますが、こういう機会でないとおし上げられませんから、申し上げました。検討していただければと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○廣松部会長 いかがですか。今、いきなり変えるというのはちょっと難しいことだろうと思えます。確かに許可を受けている種類と実際に行っている工事とが、かなり流動的だということは、認めざるを得ない点だと思えますが、同時に先ほど中川統計審査官の方からも指摘がありましたとおり、17ページの32の業種のうち、工事高という観点からすると、先ほどの電気工事業とか一般土木建築工事業とか、あるいは建築工事業がかなり大きい。

ただ、一方で括弧内の工事高ベースで見ると、かなりカバー率低下がある。少ないと、小さいと。そこは確かに改善すべき点だろうというふうに思われます。

今、委員の方には、業種別の完成工事高の構成割合の資料を配っていただきました。先ほど中川統計審査官が指摘された根拠の数字というふうに御覧いただければと思います。ここには幾つか問題というか論点が入っています。

まず、抽出の方法のところ、事前に決めざるを得ないという点。その点は今、馬場専門委員の方でまとめていただいたとおり、少しどれとどれが比較的同時に持っている許可が多いか。類似性というか、何かを少し検討していただくということと同時に、事前にそれ

を資本金と業種で割り振るという手順の話と、もう一つはそれと表章との関係のところだ
と思うのですが、表章と抽出をしている層化の業種との違いということに関してはいかが
でしょうか。

○縣委員 プリミティブで恐縮ですが、1つの業者から見ると複数の業に関わっている場
合に、その割振りというのは会計別に割り振っているのですか。それとも業者はどこか主
たるところに、1つだけカテゴリーに当てはめているのか、どちらですか。

○沓澤室長 今、申しましたように、業種については、私どもで事前に層化をしまして、
複数の業種を持っていますが、この業種というのを、抽出層化の段階で割振りをして
いると。

○縣委員 ということは、Aというところに割り当てていて、その業者がB、C、Dとい
うことを同時にやっても、総計としてはAに入ってしまうということですか。

○沓澤室長 ただ、統計の段階ではどんな工事をしていますかという、先ほどの質問をし
ておりますので、その質問をもとに集計をいたしますので、あくまでも最初の段階では、
どの抽出層に入れるかということだけのものですので、集計するときは複数の工事をちゃ
んと反映させた格好で集計をさせていただきます。

○縣委員 出てくる結果は、事業別に会計で分けてある。

○沓澤室長 そういうことになります。

○馬場専門委員 調査票が今、手元がないものですからわかりにくいのですが、層
化とおっしゃっているのは、ある程度こちらで枠をつくっておいてそこにチェックしてい
ただくというような形になっているということですか。

○川崎課長補佐 そうです、1番目、2番目が何ですかと。

○馬場専門委員 そのときは32業種で聞いているということですか。

○川崎課長補佐 そうです。

○馬場専門委員 これは結果表章のために決めた業種というふうに考えていいのですね。
事後とは言っていますが、

○川崎課長補佐 資料5-1の18ページ、層化業種が一番左にありまして、左から2番目
が28の許可業種です。左から3番目が業態別工事種類とあって、これが調査票に記入いた
だく種類です。一番右が結果表章の32業種です。許可業種を基本にして32の業態別工事
種類というのを決めているのですが、表章のときに、標準産業分類というのを勘案して表
章しないといけないものですから、なかなか28をストレートにそのまま書いていただい
ても振分けができないので、表章を32に振分けができるような必要最小限、許可に見合った
ような形で少し区分けができるような形で、実際に調査票には、その工事が1番ですか、
2番ですかというのを書いていただきます。

○馬場専門委員 2番までですか。

○川崎課長補佐 2番までです。

○廣松部会長 調査票に関しては資料2-5、これは変更を前提とした調査票ですが、そ

れを見ていただきますと、「5 業態別工事種類」の工事種類番号の1番2番が、その調査項目に相当します。

○縣委員 つまり最後に出ている分類を関連の作業の分類として獲得したいというのが最終目的なわけですね。

○沓澤室長 そうです。

○縣委員 であるとすれば、それは調査の段階でどういう業者として聞くということは、余り重要ではなくて、作業として繁雑であられても、とにかく会計が最後の32区分でちゃんと把握されていれば、それを割り振ればそれで最後の統計の目的は達せられるという理解でよろしいですか。

○沓澤室長 アウトプットとしては、そうなのですけれども、そうはいつでも実際に集計をするときに、これはサンプル調査なものですから、どうしても抽出率というもの、どういう固まり、どういう層のものについて、どういう分布になっているのかというのを見ないといけません。

先ほど申し上げたのですけれども、そういう抽出率を決める層を決めるときに、どうしても業態あるいは都道府県、それから資本金階層で業者の数も全然違いますし、仕事の実態も全然違いますし、完工高なども当然違ってきますので、そういうところを、層を分けずに単純に抽出してしまうと、特に少数の業者さんとかそういうもののサンプルはとれなくなってしまう。そういうおそれが出てまいりますので、そのための技法として、層化の業種というのを事前に分けなければいけなかったということでございます。

○縣委員 わかりました。

○菅専門委員 確認ですが、層化業種については精度がわかるけれども、事後的につくってきた結果表に関しては、ある意味、精度はよくわからないということになっちゃうのですか。つまり層化業種についてはわかるけれども、結果表章に関しては、どれだけの事業所数がある、厳密にいうと、母集団はわからないということですか。

○川崎課長補佐 基本的には、今業種別の精度というのは、層化業種でやっているのですが、やり方があるので、表章業種単位での精度も、層化業種の中の表章される業種だけの分散の推計値を集めて足し算していけば、それは結果の表章業種の誤差率になりますので、それをやることは可能です。

○菅専門委員 本来的には経済センサスとかで、一回、層化業種と結果表業種の分布がわかっているならば、何らかの形で誤差がわかって、この問題にある種答えられるのですけれども。恐らく議論になっているのは、層化業種の精度はよくわかるけれども、結果表に関しては余りよくわからないというか、多分これくらいだろうというしか。だから本来的には、もしかしたらどこかで、経済センサス等、何でもいいと思いますが、全数である程度結果表の分布が見えてきて、それに基づいて評価をすれば、今のこの問題には答えられるじゃないかという、これはコメントですけれども。

○川崎課長補佐 一応センサスがやられますので、我々も非常に興味深く思っています。

ただ、母集団がセンサスとこの施工は違うのです。施工はあくまでも許可業者です。実際センサスは、建設業を主な生業としている方を対象としているので、ぴったりは母集団としては合わないのかなと思っていますが、ただ、一方で菅専門委員がおっしゃるとおり、センサスが非常にきちんをとれた場合に、我々はいろんな分析ができると思っていますので、そこは是非いろいろな分析を試みたいと思っていますところでございます。

○廣松部会長 ほかにありますか。

○馬場専門委員 サンプルサイズが大きいところは余り問題ないと思いますが、少ないところが抽出されているときに、ウェイトバックのウェイトがどのぐらい影響するかというのは、一度は、シミュレーション等で検討されているのですか。

どういふことかといいますと、事後層別する方の業種で分けるときに、組み合わせによっては抽出されない層が出てくるのではないかと思います。かなり取り落としている層があるのではないかという心配があります。上位の1と2だけで事後層別をしていますので。

○川崎課長補佐 要は4つあっても、3と4という意味ですね。

○馬場専門委員 万遍なく色々な業種の仕事をしているというところになると、かなり落ちるのではないかということ。その辺のシミュレーションは何かされたのかというのが非常に気になる点です。

○川崎課長補佐 そこはわからないのです。2つしか聞いていないので、結局その人たちが本当に例えば4つやっていたときの4つのバランスがどうなのかというのは、正直、わかりません。

○馬場専門委員 全体に対して2つが何%かという情報は、お持ちなのですね。

○川崎課長補佐 情報としては、順位だけです。

○馬場専門委員 本当はそれが5割ぐらいでしたとか1割ですということだけでもわかれば、今の話は大体解決します。

○川崎課長補佐 センサスで聞いているようなあれですね。

○馬場専門委員 情報が不足しているのですね。色々な意味で怖いところはあるのですが、今のところ、これしかないのかという話でしょうか。

上位2業種しか聞いていないという先ほどのお話ですと、事前の層と事後の層の関係の全てを事後に求めるというのは無理ですね。次の調査に生かすというのも、サンプルでやっていますから難しいですね。ただ、サンプルの方から出てくる標準偏差等で次の年にうまくフィードバックできればいいのですけれども。

○廣松部会長 少なくとも、今回の計画では、標準偏差の計算には平成20年の最新のデータを使うということですので、それは改善だろうと思います。ただし、その方法を毎年適用できるかという、それは、ちょっと難しいかもしれません。

とりあえず今の御議論で、層化業種の、特に名寄せというか、分類については、改善の余地はあるにしても、どういう形で改善していくかということがなかなか見つからないというのが現状のようです。

○井出専門委員 表章の方に移ってもよろしいですか。

都道府県別で集計した場合のデータなのですが、これは、資料4-2の1ページのところ、都道府県別の右側2つに、都道府県別で集計したときにどれくらい粗くなっているかという、先ほど中川統計審査官からも都道府県別の分類がすごく粗いという御指摘がありました。

先ほど1枚紙追加されたものを見ますと、実は総合工事費というのはすごく大きいのです。61.2%ですから、全体の6割以上占めている。ほとんど建設業は一般土木と土木と建設の3つなのです。

ですから、すごく細かい内装とかガラスどうのこうのというのは、余り全体には影響しないのですが。ただ、土木と建築というのは、すごく工事の内容が違って、両方やっというらっしゃる一般土木建築という方はよろしいのですが、特に公共工事に依存しているという土木だけという企業の方が多くて、それが現在都道府県単位で見ると、非常に疲弊してほとんどだれもいないような状態になっている。

そういったことを知ろうとすると、61%を全部一つの数字としてぼーんと出すのは、余りにも粗過ぎるし現実がよくわからないので、せめて例えばこちらの資料4-2の1ページにありますようなところで、建設業許可業種というところで、実は建築工事というところは、ひとつ大きくなってしまっていて、ここの比率が高いです。総合土木というところを、しゅんせつ工事まで区切っていただいて、建築を別に出していただけると、多少なりとも土木だけでやっている方と建築とやっている方と、その他いっぱいやっている方というのがわかるので、6割をいきなりぱっと出さないで、せめて2~3割ぐらいに分けてデータがあると、実際に業種の構造の分析をすることもよくわかるのです。

土木の方にお伺いすると、土木と建築って全然仕事が違うので、機械の使い回しとかもできないから全く違うよという話なので、せめてここぐらいは分けていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○川崎課長補佐 一応この資料4-2の1にあるのは、県とのクロスという意味です。

○井出専門委員 そうです。都道府県別に欲しいということです。

○廣松部会長 井出専門委員からの御提案は、4-2の1の1ページ目の「結果表章時における業種について」に関するものだと思いますが、具体的に、どこをどういうふうに分ければいいとお考えですか。

○井出専門委員 都道府県別の集計区分で、上の1~4までは、このままでも仕方がないというか、大体こういうのはまとめてやられる方が多いので、1~4は一つでいいと思うのですが、それプラス5とあるので、5を分けていただきたいということです。

○廣松部会長 5というのは舗装工事業ですか。

○井出専門委員 一番左側の層化の業種でいう5番のところを。

○廣松部会長 建築工事業ですか。

○井出専門委員 建築工事業を、都道府県別に集計したときに、総合工事業から分けてい

ただきたい。名前を総合工事業でなくて、土木工事及びその関連事業というふうになってしまうと思うのですが、何か適当なものに改めていただくと、実態を把握するときにより的確に把握ができるのではないかということです。もしもっと別の区分けがある方がよいということであれば、それも構わないのですが、現在の区分に近いやり方なので実行可能ではないかというふうに判断いたしましたので、御検討いただければと思います。

○馬場専門委員 今の話は、先ほど配られた業種別完成工事高構成割合というこのお話から派生したお話ですね。

○井出専門委員 そうですね。

○馬場専門委員 そうしますと、ここの中にもかなり大きくてまとめない方がよさそうなものが幾つかあるのですけれども、これは利用者の立場から見て、いかがでしょうか。

○井出専門委員 一般土木と土木と建築というのは、すごく違うのです。土木工事だけをやられている方は主に公共工事に依存しているような方が多くて、建築工事業だけをやられている方は、比較的民間の受注が多いという方なのです。ですから業態がすごく違うのです。

その中間にある一般土木をどうするのかというのは非常に難しく、どちらも相手次第で工事の内容が変わって非常に流動的なので、大きく3つに分けるということもあるのですが、現在の区分になるだけ負担をかけずに、しかも現在の区分をそのまま一部分細かくするだけで済むような実行可能なものというのと、とりあえず土木と建築を分けていただきたいということなので、よりできるということであれば、やっていただいて構わないと思います。

○廣松部会長 今の御提案に関していかがですか。

○沓澤室長 資料4-2参考1ですけれども、施工調査の都道府県別といういわゆるクロスの部分ですね。その総合工事業の中に建築工事業というカテゴリーがございますので、これは施工調査の枠の中であれば、ここで対応は可能なのかなと考えております。

○廣松部会長 現在、総合工事業となっている中から一番右でいうと、7の建築工事業を分けるということではよろしいですか。

○井出専門委員 一番左でいうと5番、一番右でいうと7番。

○沓澤室長 これについては可能かどうかも含めて検討させていただきます。勿論技術的には可能かと思えます。ただ、大きな枠からいうと総合工事業であることには変わりございませんので、そのあたりの表章の仕方も含めて、御相談させていただければと思います。

○廣松部会長 ほかに、この「結果表章時における業種について」という参考資料に関して、御意見いかがでしょうか。

先ほどの論点の中にもありましたように、施工調査の右から2番目の表章に関して、抽出時の層化に関しては、6番～15番「その他職別工事業」まで分けているにもかかわらず、表章は「職別工事業」という1本になっている。その下の「設備工事業」もそうなのですが、この点に関してはいかがですか。

今こういうふうになっている理由はどういうことか。

○沓澤室長 勿論、それぞれの業種については、まとめないでそれぞれに表章させていただいています。ただ、右側の2つで示されておりますのは、都道府県とのクロスで表章するというのでございますので、これにつきましては、都道府県とクロスするということになりますと、標本数にも限界がございますので、関連の深い業種についてクロスの場合については、ある程度まとめさせていただいて、表章を現状ではしているということでございます。

○廣松部会長 この点はいかがですか。確かにこれと47都道府県とクロスすると、0とか1が出てくる可能性は高いと思いますが。

○中川統計審査官 補足しますと、1ページのところで、施工調査のところは標本数が11万ぐらいあります。それで調査実施者からの説明では、施行調査では細かい業種別集計は行っていないということです。逆に、動態の方は標本数が1万2,000しかありませんが、細かい業種別のクロス集計をやっています。このあたりが逆だったら今おっしゃったとおりなのですが、標本数が11万もありながら細かい業種別クロス集計は行っていない。標本数が1万2,000という動態では細かい業種別クロス集計を行っている。

それをどう考えるか。

○馬場専門委員 動態の方は、この32で、都道府県別なのですか。

○沓澤室長 そうです。この点については、動態は月次で出ているものですから、非常に結果に対する需要が大きいということが、正直言ってございます。施工については年1回ということでございますので、勿論そういう面はあるのですけれども、もしこの施工についても、同様の取扱いということであれば、そういった点も考えなければならないと思っています。

○廣松部会長 その点は次回までに、実現可能性も含めて御検討いただくということにしたいと思います。

前後して恐縮ですが、抽出のところで今回47都道府県に分けて、1しか割り振られなかったところに関しては、とれる範囲内で2にふやすという考え方なのですが、その点に関してはいかがですか。

○馬場専門委員 簡単に言えば多い方がいいというのは、当然だと思うのですが、ほかを減らすということがなければです。

○沓澤室長 その点につきましては、今回しゅんせつについて全数抽出だったものを無作為抽出に直しております。今回、2にしたことによりまして、総数としては余り大きな変動はないということになっています。

○馬場専門委員 せいぜい47ふえるだけですわね。

○廣松部会長 まあそういうことです。ただ、業種まで考えると、1しか抽出されなかった業種が幾つあるかによっても、それ×47ということになりますわね。

○馬場専門委員 3だとすると3倍くらいですか。それでもそんなにすごい数ではないで

すね。ためらうほどのことではないという感じはします。

○廣松部会長 わかりました。

ちょっと時間がかかってしまいましたが、資料4-1の審査メモに戻っていただいて、「抽出方法の見直し」のところのイとウに関して、他に何か御意見はございますか。

まだ、十分御意見をいただいている点として、もう一度今の資料4の参考1の1ページに戻っていただいて、抽出時の層化の業種が21、建設業許可業種が28、表章に関しては32というように、異なっていることについていかがですか。

この点について特にユーザーとしてのお考えはいかがででしょうか。具体的には、許可業種でいくと、7番の建築工事業が建築工事業と木造建築工事業というふうに分かれている。さらに屋根工事業が屋根工事業と金属製屋根工事業に分かれている。しかし、表章の段階ではそれと異なっている、という違いなのですが。

○馬場専門委員 それは中身が違っていることが重要だからという理由ですね。

○沓澤室長 先ほども御説明しましたがけれども、産業分類との関係がございまして、私どもは極力その実態に合わせさせていただくという趣旨で、32に分けさせていただいております。

○馬場専門委員 むしろ28の許可業種を21に層別したのは妥当かどうか問題になります。事後層別の方で層別が難しいということ、去年のものを使いますといっても無理そうだということはわかりました。これもやはり28をまとめて21にしたのは理由があるのですね。

○沓澤室長 これは許可業種と申しますと非常に関連性が強いものですから、分けるときにフローチャートの対応では、どうしても28ごとに分けるというのは、技術的に難しかったということがございました。

○馬場専門委員 シミュレーションしていないかと思えますけれども、先ほどから気になっているのは、まとめたことによる影響が、どのくらいあるかということです。かなり重要なことかと思えます。つまり、母集団を形成しているそれぞれの企業、企業体、がいろいろな業種にまたがって仕事を持っているわけですから。サンプリングした結果、そのいろいろなパターンがきちんと出現しているかどうかということです。ですからその影響について一度本当に検討していただく必要があると思えます。

その影響がなければ、28を21にして、そこでサンプリングをして表章は32ですとか、あるいはもっと多いですという話になっても大丈夫だと思うのです。その辺は検討していただいた方が良くと思います。したがって、これで良いのかということについては、何とも言えないですね。

ただ、技術的な意味ではなくて表章ということを考えて、先ほどの産業分類に合わせるということであれば、それはもうそういうやり方ですねということだと思います。

サンプリングした結果に関連して、「精度」という問題になったときには少し違うかなと思いますので、その辺は是非御検討をいただければと思います。

○廣松部会長 今、馬場専門委員から御指摘いただいた検討について、この審議の間で全部結果が出るかどうかというのは、ちょっと難しいと思います。

○馬場専門委員 大変だと思います。それで出た結果、変えましょうというともっと大変だと思います。ですから今回は無理と思いますが、意見として、どこかで申し上げておかないと、またそのままになってしまい、この次も、「またできませんね」という話になりますので申し上げました。

○廣松部会長 それはもう御指摘のとおりだと思います。

○杓澤室長 先ほど御指摘いただいたように、経済センサスでは、業態別の結果について、サンプルサイズは全然違うのですけれども、それでも25年夏以降に結果が出るとも伺っておりますので、そういった結果も踏まえた分析というものが必要になってくるのかなと思います。

○廣松部会長 時間が迫ってきましたので、次に行かせていただきます。

資料4の審査メモでいきますと、3ページ以降、「(2)ア 調査事項の変更のうち、『国内建設工事の年間受注高』を廃止する」という点です。これはその下の「イ 調査事項として、『経費』の追加等を行う」に伴う措置ということになっていますが、この点に関してはいかがでしょうか。

○井出専門委員 趣旨は非常によくわかりますので、年間受注高の推計は、公的な資料として、別途国土交通省から数値として公表していただけるのでしょうか。

○川崎課長補佐 今、月次の動態調査の方で、年間受注高について毎月聞かせていただいています。それを年計、年度計という形でも公表しておりますので、そこを今回動態調査の推計方法を見直しすることにより、従来に比べて施工調査に対するカバレッジというのは上がってくるかと思っていますので、そこを代替のデータとして使えないだろうかということで、今回はいろいろと調査項目を加える観点もございますので、報告者負担ということをお勘案してここを落とそうかなというところです。

そういう意味では、施工調査として別途とりませんので、施工調査としての年間受注高をとるということは、もし今回全く0にすれば、それは難しくはなるのですけれども。

○井出専門委員 やっていただけるのか、いただけないのかという。

○川崎課長補佐 それは動態調査としては年間受注高の年度計というのがありますので。

○井出専門委員 今回精度の見直しを凶って、でも9割とかそのぐらいになりますね。最終的に今までの誤差補正みたいなことをやってどうのこうのということではなくて、精度を上げて、月次を立ち上げて年間の数字を出していくということにとどまるという。

○川崎課長補佐 そういうふうに、今のところ考えています。

○廣松部会長 その点に関しては、今回の施工調査の変更に伴い、調査項目がふえるから、年間受注高を落とすということです。そして、動態調査の年計、年度計をそれに代替するということですが、御意見として施工調査として国内建設工事の年間受注高を残すべきだということのも、当然あり得ると思いますが、いかがでしょうか。

○菅専門委員 これは非常に難しいところでして、本来、代替で完全に置きかえることができるという保証があれば何の問題もないのですが、サンプル数が減るということで、クロスにして表章を細かくしたときには、問題が起こり得るわけです。

1つの考え方は暫定措置として、総額でいいから確認のためにとっておくというのが考えられる。それは勿論負担の問題があるので、いかどうかはすぐ言えるようなことではないのですが、確認項目として暫定的に、例えば1年、2年とる。暫定項目としてほぼ問題がないことが確認された時点で廃止するとか、そういうことができるのであればいいのですけれど、いきなりやめて断層が出てきたときに、これはどうして起きたのかという確認ができないという意味では、やや心配です。あくまでも確認項目としてということは考えられるのではないかというふうに思われます。

○廣松部会長 ありがとうございます。資料2-5の調査票を御覧いただきますと、これは年間受注高を削除した形のものにはなっています。この案に、年間受注高を総額のみでも加えるとすると、少しレイアウトを変えなければいけないのですが、それは可能でしょうか。

○沓澤室長 レイアウトを変えること自体は、勿論可能でございます。私どもは答えられる方の負担を考慮して今回大幅な縮減を決断したわけですが、今まさに御指摘いただいた点もございまして、そういった点も含めて考えさせていただきたいと思っております。例えば1項目だけ残しておいて、検証をするという方法も考えられようかと思っております。

○廣松部会長 この点に関しては、次回に可能かどうか検討した結果を御報告いただくということにしたいと思います。

では続きまして、「イ 調査事項として、『経費』の追加等を行う」ということについてです。これは具体的には調査票で、9のところ、建設業の付加価値及び原価等の項目でございまして。これに関してはいかがでしょうか。

○菅専門委員 1点だけありまして、事業税の取扱いで、いただいた資料の5-4最後の4ページを拝見しますと、租税公課の中に事業税が入っているという形になっています。産業連関表の付加価値のうち、間接税の項目に事業税があるというのは、資料4-2の10ページを拝見しますと、非常に細かいですが、地方税では事業税が入っているということで、これは一致しているのです。

1点だけちょっと気になったのは、1つは経済センサス活動調査の調査票11ページを見ますと、租税公課の中で、「法人税、住民税、事業税を除く」という書き方になっている。

もう一つ同じ資料4-2の18ページを拝見しますと、特別損失の中に、その他の項目として法人税、住民税及び事業税とあります。これからすると恐らくこの租税公課とおっしゃっておられるのは、販売費及び一般管理費の中の租税公課で、事業税は入っていないのではないかというのが、ひとつ私の理解です。そうなのではないかとそれが1点です。それだけです。

○川崎課長補佐 書き方が不足していたのですが、正確にいうとこの事業税というのは括

弧書きが入りまして、利益とかに関係するようなものを除くというところを、省略してしまっているのですが、事業税は当然最後のところで損益上は計算しますので、ここはあくまでも利益に関する部分の事業税というものは除いた形の事業税です。余り数値としては大きくないのだと思うのですが、そういうようなものがここには含まれているという、そういう概念です

○廣松部会長 菅専門委員の御意見は、事業税の扱いを明確にした方がいいということですか。

○菅専門委員 もし書けるのであれば、明確な方がいいようにも思われるのですが、経済センサスでも、事業税を最後のところに除くという取扱いになっているので、これでいいようにも思われるのですが、ややその関係を、少なくとも記入の手引きではかなり明確に書かないと、混乱するのではないか。

○沓澤室長 記入の手引きで、きちんと書かせていただきたいというふうに考えています。

○廣松部会長 今の事業税の扱いを記入の手引き等で明確にするという点以外、経費の追加を行うことに関してはいかがでしょうか。

○菅専門委員 やはり経費の明確化というのは、よいことだと思われれます。分析上こういうような付加価値項目が明確に計算されること自体は、評価すべきことであると思われれます。産業連関表にぴったり合っている方が望ましいわけですけれども、恐らくこれ以上細かくすると、なかなか書きづらいということですよ。

特に人件費等が細かく、これを拝見しますと、各経費等の中で人件費は別掲するようになっていますが、それは大変結構なことだと思われれます。

○廣松部会長 では、調査事項として9の項目をつけ加えるということに関しては、評価していただいたとします。ただし、事業税の扱いに関しては明確にするように、記入の手引き等で明記していただくということにさせていただきたいと思います。

3 ページのところ、論点として、①は既に今御議論いただきました。②のところ、「産業連関表の付加価値の概念との相違はあるのか」という点ですが、この点はいかがでしょう。産業連関表を担当していただいている方から、何か特にコメントはございますか。

○中川統計審査官 建設業の付加価値ということなので、できればこの調査結果を十分活用してほしいという気持ちですが、制度官庁としてあります。それで産業連関表の概念と、できるならば、一致させてほしいということです。概念上は一致していない。報告者の負担の問題もありますが、利用価値という意味では概念が一致すれば、産業連関表にも使えるということで、利用価値が増すという意味で、提案をしているわけです。

○菅専門委員 見る限り、労務費とちゃんと別掲しているのですが、それで雇用者所得は出せる。あるいは、ちょっとややこしいのは、福利厚生費の扱いではあるのですがけれども、家計外の推計、これを別掲するというのもいかなものかと思われれる。営業損益、特に営業余剰のところは微妙な問題がありまして、これは厳密に対応させるのは実は難しい。強いという税のところの処理なのですが、これもこれぐらいが限界なのかなという気もする

のです。だから大体対応しているということになると思います。

あと、これはポイントがありまして、建設業に関わる部分だけ別掲できるというふうに聞いております。その他の事業をやっている分は除いて記入できるということで、それは高く評価していい。なかなかそれ自体が難しいことなので、それに関して報告者の了解を得たというのは、評価していいのではないかと思われま。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今の菅専門委員の御発言でよろしいでしょうか。それでは、特に御発言がないようですので、そのように評価します。

次に「③ 経済センサスで把握できる事項については、整理する必要があるのではないか」ということですが、この点はいかがでしょうか。

○菅専門委員 続けて発言して申し訳ございませんが、確かに経済センサスとの整理というのは今後必要になってくるのですが、やや待っていただきたいというのが本音です。一時期オーバーラップしてほしいのです。将来的にはどちらかに整理すべきだと思いますが、まだ経済センサスをやっていないということもありますし、経済センサスの特性を理解するためにも、こういう項目は残しておいて、やがてほぼ同じものでやって、どちらかを見ればいいのだというところまで納得ができた段階で整理をすべきで、少なくとも第1回のセンサスにおいては、やや時期尚早ではないかというのが、これは、経済センサスに関わる視点からいうと、そうであるというふうに思います。

だから今後、将来的に整理することは、検討すべきではないかと思われまますが、やや時期尚早であると思います。

○廣松部会長 私も、経済センサスの方にも関係している関係から、まさに菅専門委員がおっしゃったとおりに思います。施工調査の方でこういう形で新しい項目を追加していただくわけですから、その記入状況というか精度の点も含めて、経済センサスとの関係については、少し時間を置いて御検討いただければと思います。

○沓澤室長 お手元の資料5-5に、経済センサスと施工調査との関係というのをまとめております。

まさに菅専門委員から御指摘のとおりなのですが、最大のネックはこの調査の結果が平成25年夏以降にならないと、詳細な調査がまとまらないということで、施工調査に生かしたくてもなかなか生かせないということがあります。

第2点としまして、私どもの調査は建設業の許可を持っておられる方を対象に調査をいたしておりますので、会社が別の業をやっているも建設業に関わる部分について調査を聞くことはできるのですけれども、経済センサスでは、主な事業を建設業にする事業者を対象にしていますので、そここのところで決定的な差異が出てきてしまうということもあります。

またその他の調査項目でも、私どもはストックを知りたいのに、有形固定資産などについてストックベースのものを知りたいにもかかわらず、センサスはフローで聞いていると

か、当然のことながら、それぞれの調査の趣旨によって調査内容はどうしても違ってまいります。

また、今はまさに廣松部会長から御指摘いただきましたように、建設業に特化した事項で聞いていないというようなことで、把握は不可能という部分もございます。さはさりながら、25年夏以降に調査結果が出るということでございますので、是非この有益な調査を、私どもの検討の中でもしっかり生かさせていただきたいというふうに考えています。

○廣松部会長 ありがとうございます。

先を急ぎますが、今までの論点が施工調査、年次調査に関するものですが、それ以外に動態、月次調査に関しても変更が計画されています。3ページ2の「都道府県別・抽出層別の回収率の逆数を加味して推計する」という変更案に関しては、いかがでしょうか。

結果に関しては、資料5-6ではかなり改善されると判断できると思います。今までよりは改善されるという検討結果をお示しいただいたわけですが、これに関してはいかがでしょうか。

○馬場専門委員 改善されるということであれば、よろしいと思います。

○廣松部会長 今までは回収率を考慮せずに、抽出率の逆数だけを掛けていたのを改善するというところで望ましいということではよろしいでしょうか。

続きまして、4ページの推計方法に関しては、今改善されるということではよしとされましたが、論点2番目と3番目、つまり甲調査の対象である約1万2,000業種抽出に当たり、完成工事高別、それから公共元請工事高別に抽出率を設定していることについて、この区切りは適切かということですが。

○馬場専門委員 どうやって決まったかというのはわからないのですが、もとの方はかなり細かいですね。

○沓澤室長 当時の経緯も含めて、資料5-6を踏まえまして、御説明をさせていただきます。この完成工事高と公共元請完工高。3層、4層で抽出層を設定するというやり方につきましては、平成12年の変更の際に、御議論をいただいたところでございます。

そのときの経緯としまして、資料5-6の10ページ目、参考3と書かれている資料を御覧いただきたいと思います。一番裏側です。

右側にもありますとおり、動態調査というのを従来幾つかあった調査をまとめまして、当時創設させていただいたのでございます。そのときに施工調査という年次のデータを利用して調査をするわけですが、そのときにサンプリングシミュレーションという方式に基づきまして、細かく完成工事高や公共元請完工高というのを区分けまして、どういう誤差が出てくるかということ、あるいは、どのぐらいの分量の完工高が出てきそうかということ計算させていただきました。

その結果、完工高1億円未満の層は、抽出は大きい層でも50分の1以下で、完工高は大きくない。あるいは50分の1の50億円以上の層は、逆に標準偏差が大きく、完工高も約半分ぐらいを占めているということで、これは、ある程度悉皆でやっていかないといけな

い。全数調査をやっていないといけないということを考えました。

また、抽出率についても、当初これについて、かなり完成工事高や公共元請完工高というものを細かく区分けをしまして、抽出がどうなるかというのを見てみますと、やはりそういった標準偏差の分布状況などを見まして、抽出率が同程度になるような層というのをグループ化いたします。及び従来、実はこの調査を行う前に、公共工事着工統計というのをやっていたのですけれども、その統計との接続性、継続性というものに配慮しまして、こういった層別の区分というものをいたしました。

この結果、私どもとしてはこの抽出方法ということで、妥当な抽出率を設定できるというふうに考えております。

また論点の中で業種や資本金の層ということについて御指摘をいただきました。その時点でも、実は同じようにサンプリングシミュレーションを資本金階層、あるいは、業種について実施をいたしました。そのときのサンプリングシミュレーションでは、やはりそれによって十分標準誤差について抑えることができるという結論を、その段階では出させていただいたという経緯がございます。

また都道府県別抽出については配慮させていただいて、半数は都道府県別の業者数、残り半数を都道府県別の均等度抽出という扱いをさせていただいているのですけれども、それについては、地域特性を踏まえた精度への影響。あるいは現に建設総合統計というGDPの数値にも使われるようなデータをつくっていかなければいけないという点での都道府県別でのサンプルの重要性ということを勘案しまして、その段階ではそのような取扱いをさせていただいたというものでございます。

現在直近のデータに基づきまして検証しましたところ、抽出層ごとの状況というのものも、現在は大きく変わっていない。あるいは、業種ごとの抽出層もバランスがとれている。資本金別につきましても、現に完成工事高、公共元請売上高とほぼ相関するような資本金階層というような関係もございまして、そういう点からいきましても、十分バランスをとり得る。

結論から申しますと、完成工事高別、公共元請工事高別に抽出率を設定するというやり方は、現在もとるべきではないかということを考えています。

また、論点の③で御指摘いただきました、都道府県別の配分あるいは業種資本金の考慮ということにつきましても、先ほど申しましたように、都道府県別のデータというものは是非表章していかなければいけないという必要性があり、業種資本金についても、サンプルシミュレーションの結果から引き続き、現在の枠組みというものを続ける必要があるのではないかというふうに考えています

○廣松部会長 ありがとうございます。ただいまの説明、馬場専門委員、いかがでしょうか。

○馬場専門委員 業者別というのでしょうか、種別の配分はしていないのですね。資本金ではなく、完工だけ。

○沓澤室長 完工高と。

○馬場専門委員 2つのクロスだけということですね。そうすると、もとの集団は余り反映していないということになりますか。

○沓澤室長 もとの、施工調査で回答いただいたものを大本の母集団のサンプルにしてあります。そういう意味では、第1層のときに行った抽出とといいますか、都道府県に。

○馬場専門委員 それはそのまま持ってきて使っているのですか。

○川崎課長補佐 そうということです。

○馬場専門委員 1票当たり幾ら。幾らというのは倍率です。そのまま使っている。

○川崎課長補佐 そのまま使って2層目でまた抽出した倍率をまた加えて、両方の倍率を掛けて乗率にしています。

○馬場専門委員 そうすると、サンプルはダブルサンプリングになると思うのですけれども、もとのサンプルの方の集団と大体似たような業種分布になりますか。

○川崎課長補佐 はい。バランス的には同じようなバランスになっています。

○馬場専門委員 それなら問題ないと思います。ここではもう既に標準偏差を考えていないのですね。

○川崎課長補佐 完工高と公共で、その標準偏差では勿論やっています。ただ、業種とかというのは全く。

○馬場専門委員 そうすると、ウェイトは3つありますか。

○川崎課長補佐 2つです。

○馬場専門委員 最初のサンプリングのときのウェイトと、今回のウェイトと。回収率はどうしますか。

○川崎課長補佐 今回推計方法を見直しますので、そういう意味では3つかかります。はい。

○菅専門委員 回収率は施工調査と動態調査、両方とも加味する。

○川崎課長補佐 動態の方の層の回収率で戻します。

施工は今も実績のないものは、0というふうに返していますが、そこは変えませんが、そこは建設業許可業者から、実は施工調査の方は抽出しています。先ほど御説明しているかもしれないのですが、いわゆる許可だけ実際持っていて仕事をしていない方というのも相当数いらっしゃるんです。実際もうほかの業界だけれども、例えば、大きいところだとNTTさんとか、ああいうところは間違っても建設業者ではないと思うのですが、いろんな工事をやる可能性もあって許可を持っています。そういう業態の方が、みんな許可は取っているのです。

そういう意味で、この施工調査については0でやっているのですが、ただ動態は一方で、施工で答えてくれた人から抽出していますので、皆さんそれなりに工事をやられている方なので、やはりこちらを同じように0で返すのは、今のカバレッジを御覧いただいてもどうなのかなというところで、今回ウェイトということを考えました。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

最後に抽出の方法として、各層に割り当てられた標本数については、半数を均等に、それから、残りの半数を各都道府県の業者数に応じて配分するという形になっています。そのやり方はいかがでしょうか。

○馬場専門委員 これも（データがありませんので）何とも言えないと思うのです。普通は、1回配分しておいて、少ないところをふやす。あるいは、多いところは削るというやり方だと思いますけれども、結果的には動かしますので、余り変わらないですね。要するに乗率がどう変わるかということだけです。結果的には、ネイマン配分どおりの乗率じゃなくなるということですので。

これはいいか、悪いかと言えないですね。ケース・バイ・ケースで。じゃなぜ3分の1にしないのかと、なぜ4分の3にしないのだという話になりますので、当時、サンプルサイズが制限されていたというようなことでこうなったのでしょうか。余りふやせないとか。

○沓澤室長 勿論、予算規模などあるいは従来の調査の規模なども加味して、このサンプルのもとでいろいろシミュレーションというのを当時やっています。どういうバランスでやっていくかと。ネイマン配分を基本としながら、いろんなバランスを見ながらやって、最終的には、幾つかのケース分けをしまして、それでどういう精度が得られるかというのを検討いたしております。その結果、こういう現行のやり方に落ち着いたということです。

○馬場専門委員 そうしますと、平成12年のお話で、今でもいいですかという逆の質問が今度出てきます。状況が変わってくると、そのときのシミュレーションがそのまま生きてこない可能性がありますね。

○沓澤室長 私どもの考え方として、当時から地方で非常に公共の割合が多く、大都市圏で民間の割合が大きい。その他いろいろ地域特性がありまして、その地域特性をどうしても拾っていかなければいけないという趣旨で、平成12年に今の結論になっています。現在においても、そういう構造というのは、基本的には変わっていないのかなというふうに思っています。

○廣松部会長 これについてもまた基本的に考え直すと、かなり時間をかけて検証をしないことには、ちょっと結論が出ない部分があるように思います。

その意味で今回の計画に関しては、こういう形での変更をお認めするということにしたいと思います。

もう時間がかかり来てしまいました。とりあえず今日御検討いただいた結果を、まとめさせていただきますと、抽出方法の見直しに関して、完成工事高のデータを直近のデータに改めること、ネイマン配分を行うために用いる標準偏差のデータに関しては、直近のデータに改めることに関して、お認めいただきました。

しゅんせつ工事を悉皆調査から標本調査に変更することに関しても、お認めいただきました。

全数調査とする基準、標準偏差が5億円以上の妥当性に関して、これも細かければ細か

いほどいいということは御指摘いただきましたが、とりあえず今回の計画としてはお認めいただきました。

悉皆業種、悉皆層、先ほどの言葉ではFグループですが、それに関しては継続するということで、お認めいただきました。

都道府県の層に関して、1つしか割り当てられない場合には、それを2にふやすということに関してもお認めいただきました。

層化業種、許可業種、表章業種のまとめ方の妥当性に関しては、妥当性を検証するには時間がかかる作業であると判断される。その意味で今回の計画に関しては、案どおりにお認めすることにして、検証作業に関しては今後、是非お願いしたいと思います。

調査事項の変更に関しまして、年間受注高の廃止に関しては、再検討をお願いしたい。調査票のレイアウト等の変更も必要になるかと思しますので、その検討も含めて次回までに検討結果を御報告いただきたい。

調査事項の追加、特に、経費等の追加に関しては、評価できる。ただし、事業税の扱いに関しては、記入の手引き等で明確にすることが必要であるとします。

産業連関表の活用、経済センサスの調査事項等の整理に関しては、今回初めてこういうデータをとるわけですから、その精度などの、結果を見た上で産業連関表等においてより有効に利用していただけるように、改善すべき点があれば改善する。

経済センサスとの関係に関しては、経済センサスの活動調査そのものが行われておりませんので、今後の検討課題ということになるかと思えます。

動態調査に関して、推計方法に関して回収率を考慮するということは、妥当と判断されました。

抽出方法、3層×4層の問題、それから都道府県への配分の方法に関しては、これらの妥当性に関しては、かなり時間をかけて検証していただく必要がありますので、今回の変更に関しては、案のとおりお認めするとして、検証作業を、先ほどの施工調査の中の層別、表章の関係と同じように検討をお願いしたい。

論点メモの行政記録情報等の活用に関しましては、残ってしまったのですが、もう時間が来てしまいましたので、次回、御検討いただくことにしたいと思います。

もう12時半になってしまいました。先ほど申しましたとおり、次回引き続き検討することにいたしました点に関しては、調査実施者の方から必要な資料の提出をお願いし、調査実施者と事務局において、所要の調整を図った上で準備をお願いしたいと思います。

部会長として皆様にお願ひでございますが、次回の審議を効率的に行うために、今回の審議を踏まえて、更に改善すべきと思われる事項、あるいはその他の諸点に関しまして、委員及び専門員の皆様から御意見がございましたら、8月11日木曜日までに、事務局まで電子メールあるいは電話でも構わないということですので、御連絡をいただきたいと思ひます。

もし御指摘がございましたら、事務局で取りまとめた上で、調査実施者において指摘に

対する回答の作成をお願いし、次回部会資料とさせていただきます。

最後の方、時間が押しまして、慌ただしくて申し訳ございませんでした。次回の部会の日程について、事務局から御連絡をお願いします。

○事務局 次回の部会は8月23日火曜日午前10時から、本日と同じこちらの会議室で開催することを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

また、本日の配布資料につきましては、次回以降の部会においても審議資料として利用させていただきたいと考えておりますので、御持参いただきますよう、お願いいたします。

委員及び専門委員の皆様におかれましては、もしお荷物になるようでしたら席上に置いていただければ、事務局の方で保管の上、次回の部会でお配りさせていただきたいと考えております。以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。本日は最初に申しましたとおり、30分も延長してしまいまして申し訳ありませんでした。本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。